

# 通所介護サービス事業の現状とその効率的運用に関する一考察

西口 宏美<sup>\*1</sup>

## A study of the effective operation of the day care service in consideration of its condition.

by

Hiromi NISHIGUCHI<sup>\*1</sup>

(received on Mar. 31, 2017 & accepted on Jul. 13, 2017)

### あらまし

日本においては高齢化が進み、高齢化率が21%を超える超高齢社会が到来している。このような超高齢社会においては様々な課題が山積みとなっている。その中でも、要介護高齢者の日常生活を支援するための介護サービスにかかわる問題は、早急に解決すべき課題である。本論文においては、介護サービスの中でも在宅の要介護高齢者と地域社会を結ぶ通所介護サービスに視点を当て、その現状を把握するとともに効率的運用策について考察する。

### Abstract

The ratio of elderly people against population is increasing in Japan, and the hyper aged society has come. The hyper aged society holds many social problems those should be solved, such as the problem about care services which support the everyday life of elderly people who are in need of care. This problem should be solved as soon as possible. Day care service that connects the elderly people who are in need of care to the community was taken up as a subject in this study, and the effective operation was discussed after the condition of this service's supply were grasped.

**キーワード:** 超高齢社会, 介護サービス, 地域マネジメント

**Keywords:** *Hyper Aged Society, Care Service, Regional Management*

## 1. はじめに

日本においては超高齢社会が到来し、2016年4月1日時点での高齢化率は27.0%と報告されている<sup>1)</sup>。それに伴い、年金の原資確保や医療費増大、さらには地域における要介護高齢者の生活支援策の量的・質的確保の問題等々、数多くの解決すべき課題が山積みとなっている。これらの問題の中でも、要介護高齢者の生活支援の基盤となる「介護サービス」に関わる問題解決は緊要なものである。特に、介護サービスの提供を継続していくための原資確保や、介護労働力の量的・質的確保など、様々な問題が指摘されている<sup>2,3)</sup>。また、介護サービスを取り巻く諸環境も地域差が非常に大きいことが指摘されている<sup>4)</sup>。

ここで要介護高齢者の生活支援に目を向けてみると、「地域」は要介護高齢者の日常生活の拠点となり、そこにおける介護サービスの量的ならびに質的確保は欠かすことのできないものであると考えられる。これまでの措置制度に代わって2000年(平成12年)に開始された「介護保険制度」は、当初要介護高齢者に多種多様な介護サービスを提供するシステムとして期待された。

要介護高齢者に対する介護サービスには、施設型と

居宅型の2つのタイプがある。前者の施設型は介護老人保健施設(老健施設)や介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などで生活を送るタイプで、日常生活に必要な介護サービスはすべて施設内で提供される。一方の居宅型は、文字通り自宅(在宅)で必要な介護を受けながら日常生活を送るものである。

要介護高齢者の介護支援の主たる策として、施設サービスに頼るには施設数の不足や経費を賄う原資の不足という現状があり、居宅サービスにその多くを頼らざるを得ないという事情がある。さらに、2008年の介護保険制度の改正では、「介護予防」の考え方が新たに導入され、介護を必要とする状態を可能な限り先延ばしにするという施策も取り入れられているが、今後も将来を見据えた改正が行われる<sup>5)</sup>。

本論文においては、介護サービスの中でも自宅で介護を受けながら生活を送る支援をし、要介護高齢者と地域社会を結び付ける「通所介護(デイ・サービス)」に注目して、その現状の把握と有効活用の方策について考察することを目的としている。冒頭において述べた通り、介護サービスに関する状況は地域により異なり、日本の地方自治体を同一の視点でとらえることは難しい。そこで、手始めに東京都23区にある練馬区を取り上げ、サービス需要者である「要支援・要介護者」とサービス提供者である「サービス事業所」の現状を把握し、そのバランスについて検討するとともに、通所介護サービスの効率的運用策について考察する。この考察で得られる通所介護サービスの効率的運用策

<sup>\*1</sup> 情報通信学部経営システム工学科 准教授  
School of Information and Telecommunication  
Engineering, Department of Management System  
Engineering, Associate Professor

は、その利用者である要介護高齢者やその家族、介護サービス事業提供者、自治体などに有用な情報となると考えられる。研究方法において詳細について示すが、サービス需要量と供給量の把握を行い、そのバランスの検討を行うことは、通所介護サービスの効率的運用を担う自治体にとって非常に重要な手続きであると考える。

## 2. 居宅型サービスについて

居宅型サービスは、施設型サービスとともに介護サービスを構成する重要なサービスである。さらに居宅型サービスは、自宅で介護サービスを受ける「訪問型」と、施設などの事業所に通い介護サービスを受ける「通所型」とに2分される。

まず訪問サービスに関しては、以下のようなサービスがある。

- (1) 訪問介護（ホームヘルプ）
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導
- (6) 夜間対応型訪問介護
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護
- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

次に通所サービスに関しては、以下のようなサービスがある。

- (1) 通所介護（デイサービス）
- (2) 通所リハビリテーション（デイケア）
- (3) 短期入所生活介護（ショートステイ）
- (4) 短期入所療養介護（ショートステイ）
- (5) 認知症対応型通所介護
- (6) 小規模多機能型居宅介護
- (7) 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

以上のサービスの中で、「通所介護（デイ・サービス）」事業所は他のサービス事業所よりも多い。さらに、厚生労働省は通所介護のサービスを、  
・利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送

ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施する。

- ・利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰り提供する。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行なう。

と定義<sup>6)</sup>しており、介護者の負担軽減や要介護高齢者の在宅生活と地域生活を結びつける重要なサービスと位置付けできる。

## 3. 研究方法

本論文においては、練馬区の「通所介護（デイ・サービス）」の現状を把握し、そのバランスの検討ならびに効率的運用のための方策について考察するために、Fig.1に示すような手順で研究を進めた。

まず、サービス需要量に関しては厚生労働省の提供する「介護保険事業状況報告（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html>）」をもとに把握した。その内容は、第1号者保険者数、要支援・要介護認定者数、通所介護サービスの利用者数・利用回数である。

また、サービス供給量に関しては同省の提供する「介護サービス情報公表システム（<http://www.kaigo-kensaku.mhlw.go.jp/>）」により収集した。その内容は、事業所の所在と経営母体、開始年、利用者定員と内訳、従業員数等である。

これらの情報をもとに通所介護サービスの需要量と供給量のバランスの検討を行うとともに、サービスの効率的運用の考察を行う。

## 4. 結果—練馬区の通所介護サービスの現状—

### 4.1 練馬区における通所介護サービスの需要量

#### (1) 第1号被保険者数と要介護高齢者数

2016年3月末における練馬区の介護保険第1号被保険者数(65歳以上の高齢者数)は156,192人である。Table 1に示したように、第1号被保険者のうち、要支援あるいは要介護の認定者数は30,127人となっており、要支援あるいは要介護の認定を受けている割合は19.3%となっている。

Table 1 The number of elderly people classified as support or care required.

区分	認定者数
要支援 1	3,153
要支援 2	3,465
要介護 1	5,974
要介護 2	6,544
要介護 3	4,166
要介護 4	3,631
要介護 5	3,194
合計	30,127

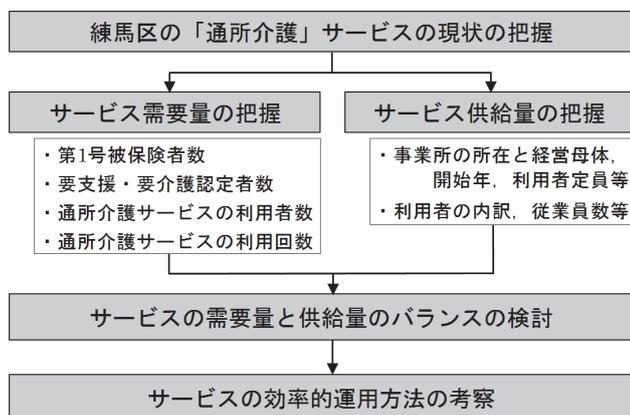


Fig.1 The method of study

参考として Table 2 に東京都 23 区ごとの第 1 号被保険者数，要支援・要介護認定者数ならびに認定率を示した。認定者数においては，練馬区は第 4 位に位置していることがわかる。

(2) 通所介護サービスの利用状況

次に，Table 3 に練馬区の 2016 年 3 月分の通所介護サービス利用者数と利用回数についてまとめたものを示す（ただし，介護予防サービス分は除外した）。

これによると，要介護1から5までの利用者7,803人が延べ67,302回利用しており，1ヶ月を4週とした場合には1週当たり約2.2回利用している計算となる。この値を介護サービス需要量の指標として用いる。

4.2 練馬区における通所介護サービスの供給量

(1) 事業所の経営母体種別・利用定員別所在

「介護サービス情報公表システム」を利用し，練馬

Table 2 The number of elderly people classified as support or care required in 23 wards of Tokyo.

順位	区名	第1号被保険者数	認定者数	認定率	順位	区名	第1号被保険者数	認定者数	認定率
1	世田谷区	179,242	36,924	20.6%	13	新宿区	67,807	12,831	18.9%
2	足立区	166,970	31,084	18.6%	14	豊島区	57,868	11,347	19.6%
3	大田区	162,360	30,328	18.7%	15	目黒区	54,971	11,006	20.0%
4	練馬区	156,192	30,127	19.3%	16	墨田区	60,327	10,980	18.2%
5	杉並区	117,809	23,817	20.2%	17	台東区	46,263	9,042	19.5%
6	板橋区	126,514	22,766	18.0%	18	荒川区	49,801	8,678	17.4%
7	江戸川区	142,822	21,834	15.3%	19	港区	43,098	8,497	19.7%
8	葛飾区	111,088	19,760	17.8%	20	渋谷区	42,858	8,429	19.7%
9	江東区	107,931	17,396	16.1%	21	文京区	42,578	7,889	18.5%
10	北区	88,050	16,999	19.3%	22	中央区	23,427	4,383	18.7%
11	品川区	80,875	13,991	17.3%	23	千代田区	10,838	2,220	20.5%
12	中野区	67,700	13,048	19.3%					

Table 3 The use condition of day service in Nerima ward.

区分	利用者数	利用回数	利用回数／週
要介護 1	2,376	17,576	1.8
要介護 2	2,606	22,166	2.1
要介護 3	1,394	14,704	2.6
要介護 4	778	8,668	2.8
要介護 5	399	4,188	2.6
合計	7,803	67,302	2.2

Table 4 The change of the number of day care offices in Nerima ward.

	社会福祉	医療	NPO	営利	その他	合計
2000年3月末	17	0	0	0	0	17
2008年3月末	24	3	4	33	0	64
2016年3月末	28	7	6	158	4	203

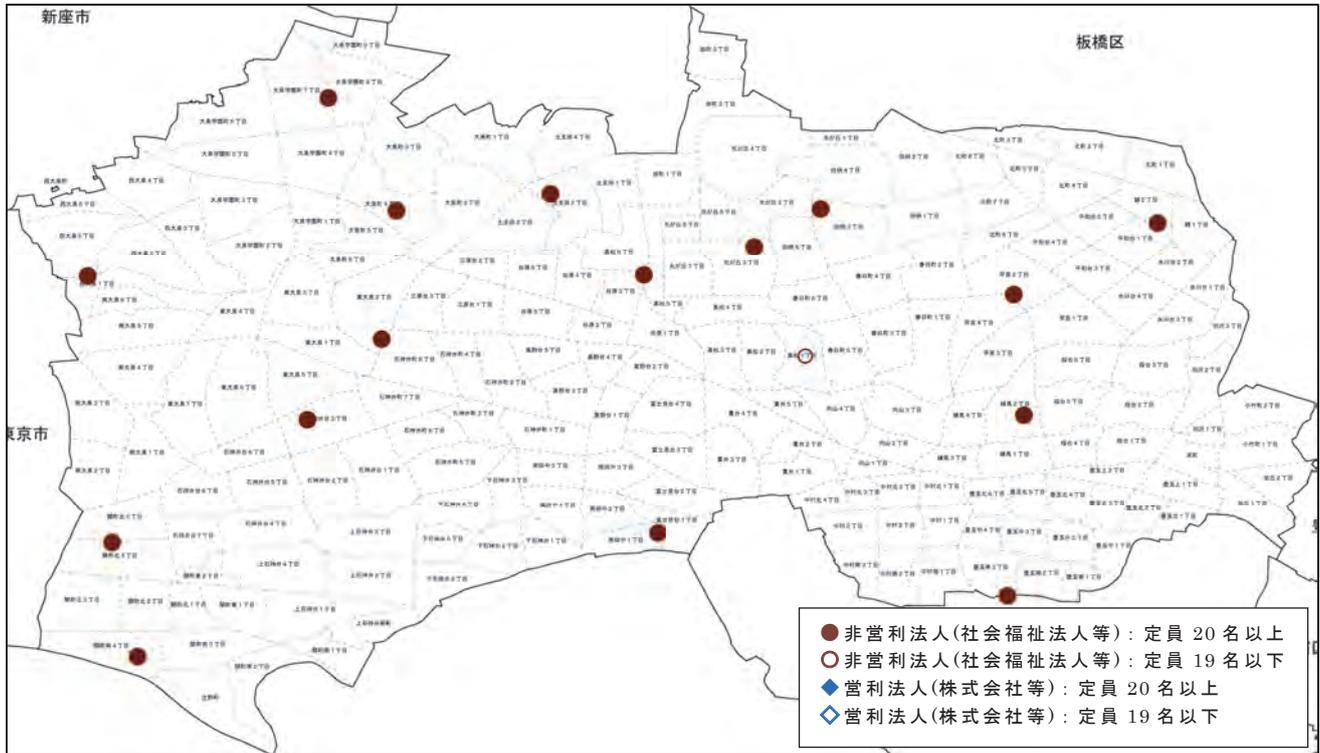


Fig.2 The seat of day care service offices in Nerima ward as of the last day of March 2000.

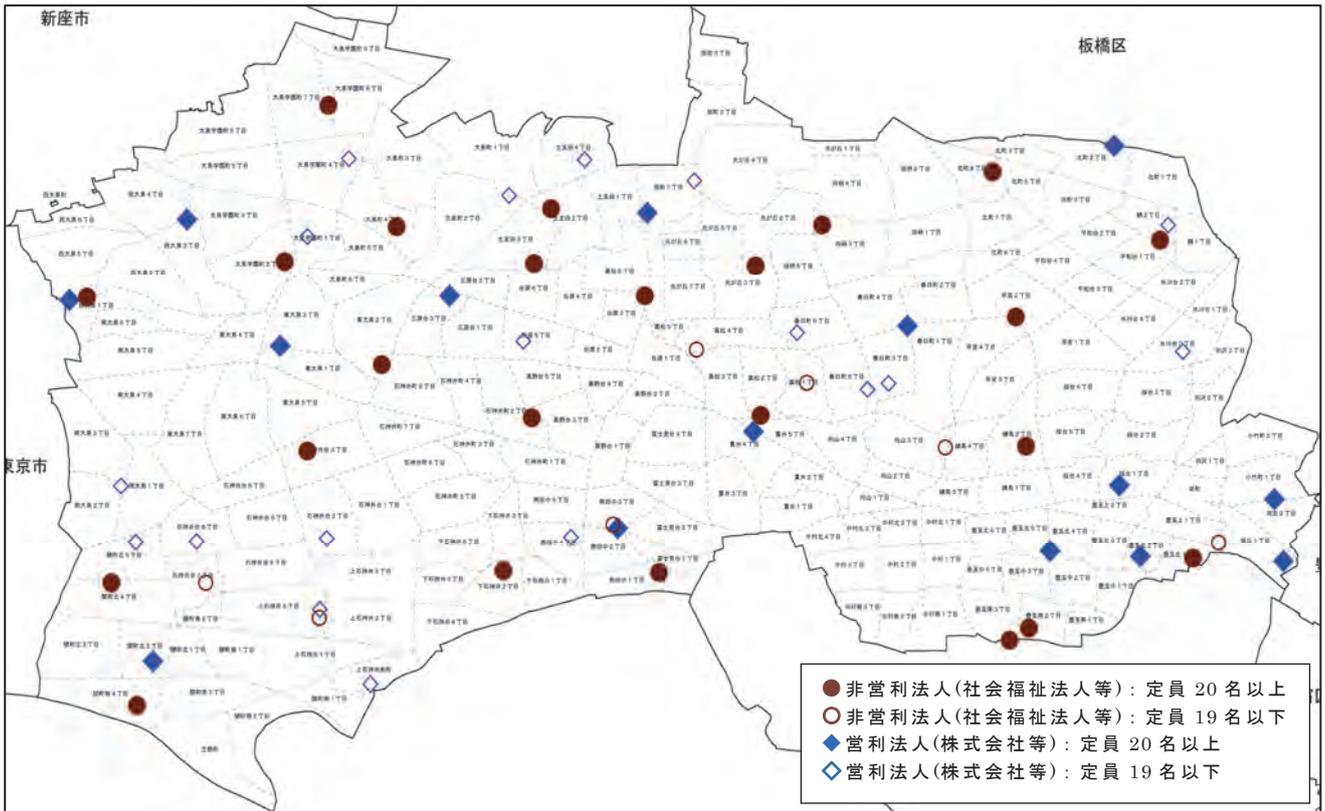


Fig.3 The seat of day care service offices in Nerima ward as of the last day of March 2008.

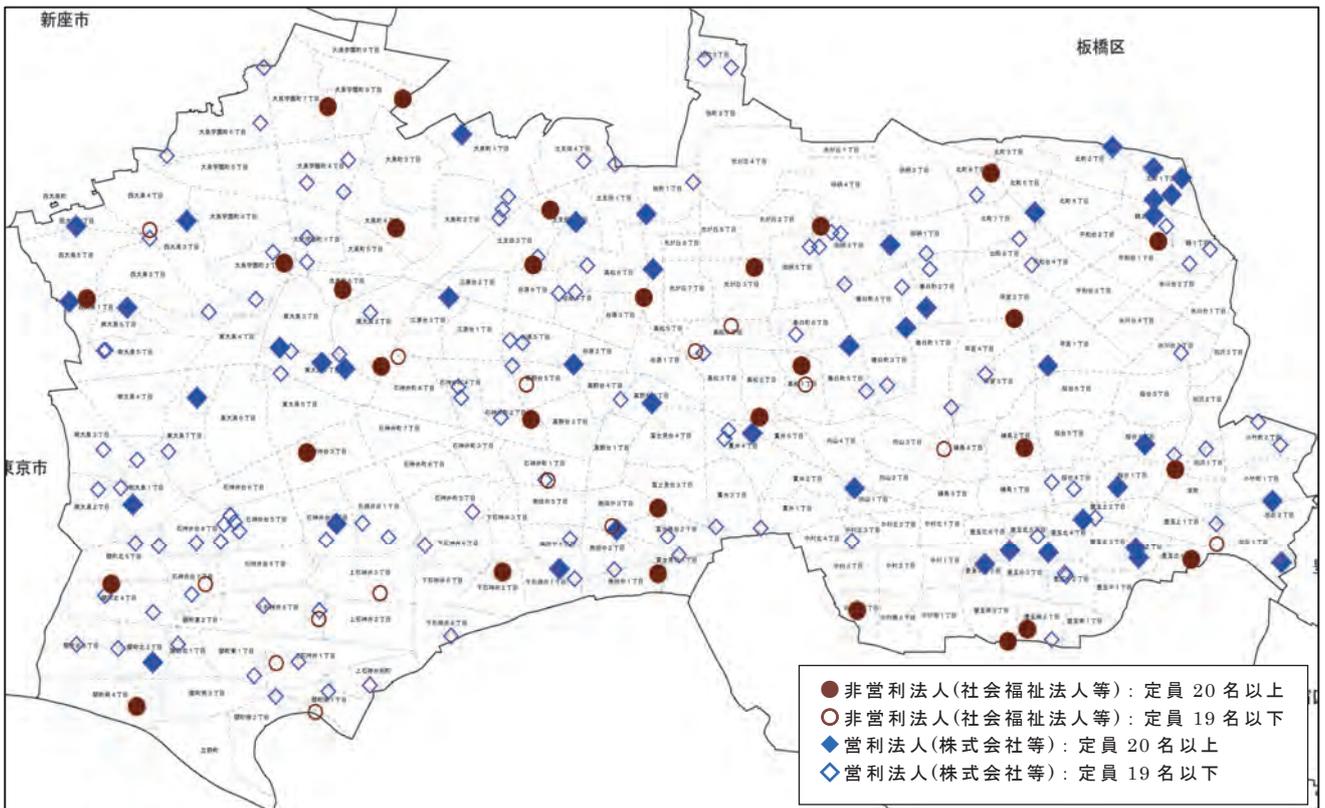


Fig.4 The seat of day care service offices in Nerima ward as of the last day of March 2016.

区で通所介護サービスを提供している事業所を検索し、所在地、経営母体、開始年、利用者定員数、利用者の内訳、従業員数等の情報を収集した。Table 4 に示すように、介護保険制度の始まる直前の 2000 年 3 月末時点では、通所介護サービスを提供する事業所の経営母体は社会福祉法人のみで 17 事業であったが、2017 年 3 月末時点では合計 203 の事業所があり、その中で営利法人の経営する事業所が 158 事業所と全体の 4 分の 3 を占める割合となっている。

さらに、「Geocoding (<http://www.geocoding.jp/>)」を用いて収集した事業所の所在地(住所)を緯度・経度情報に変換し、事業所の所在が視覚的に把握できるように、経営母体(社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、営利法人等)別に白地図上にプロットし、事業所所在マップを作製した。作成した事業所所在マップを年代(2000 年 3 月末、2008 年 3 月末、2016 年 3 月末)別に示す (Fig.2~Fig.4)。

(2) 通所介護サービスの供給量

2016 年 3 月末における練馬区の介護サービス事業所の利用者定員の合計は 3,684 人となっている。この人数が練馬区の通所介護サービスの 1 日当たりの供給量の上限と考えることができる。よって、1ヶ月を 4 週(28 日)とみなすと、上述した練馬区の 1 日当たりの供給量である 3,684 人に 28 日を乗じると、1ヶ月

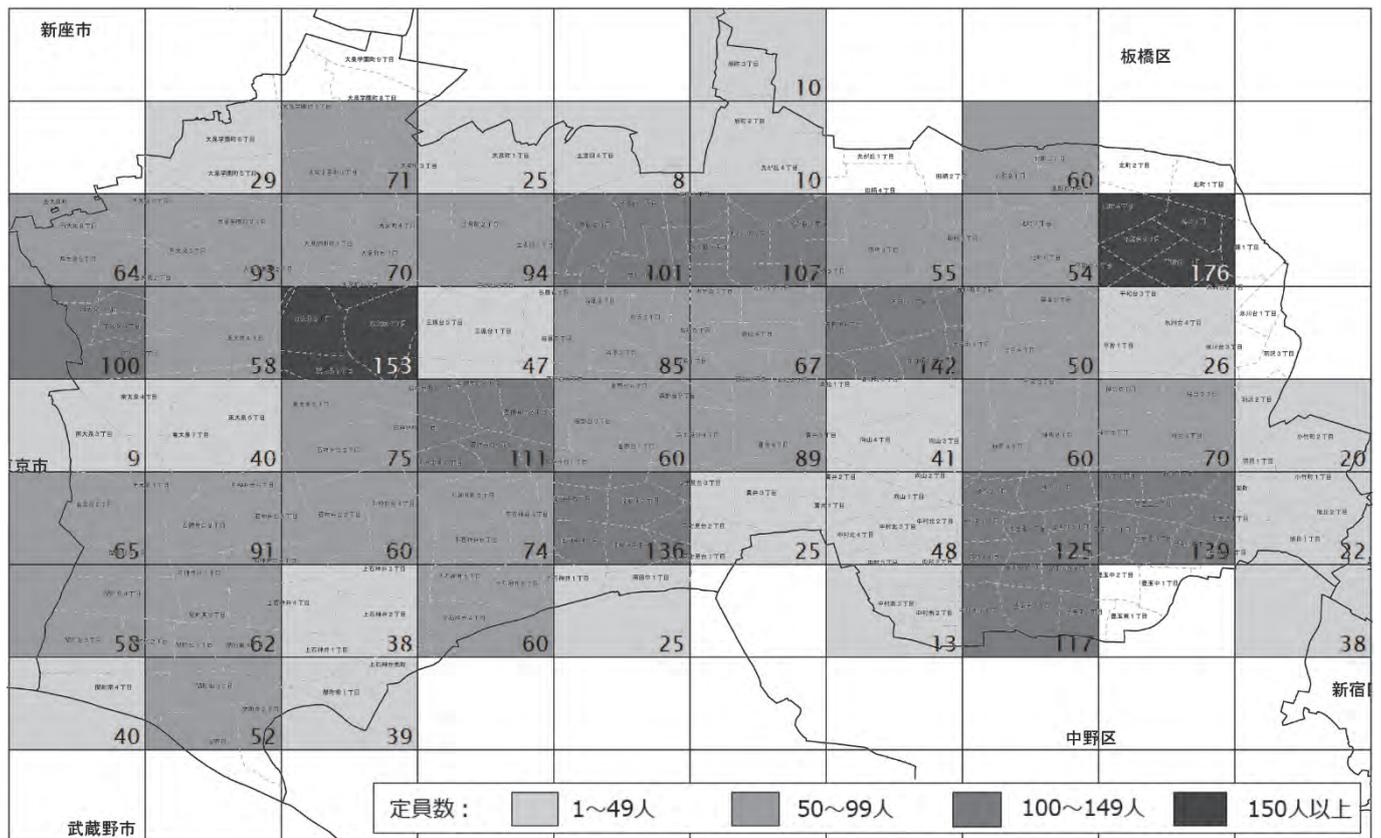
あたり延べ 103,152 人分のサービスを提供する能力を有している。同時期の要介護認定者の延べ利用回数は 67,302 回であり、計算上は十分な供給能力を有していると判断できる。

4.3 地域における通所介護サービス事業の供給能力の定性的把握

(1) 介護サービスの需要量と供給量の把握

介護保険法第百七条において、市町村介護保険事業に関して「介護給付等対象サービスの種類ごと計画の量の見込み」ならびに、それに対する「地域支援事業の量の見込み」について定めることとなっている。言うまでもなく、両者の量のバランスがとれて初めて効率的な介護保険事業の運用が可能となる。

ここまで、Fig.2~Fig.4 に示すように、経営母体別、利用者規模別の事業所のマッピングを行った。これにより事業体の所在を視覚的に把握することができた。また、4.1 項ならびに 4.2 項の検討では、練馬区を全体として取り扱った場合の議論であり、介護サービスが日常生活の場、いわゆる生活圏である「地域」に視点を当ててその効率化を進めていく必要がある。生活圏を小地域として区切り、その中で需要量と供給量の比較を行いながら、うまくバランスを取っていくという考え方は有効な方策であると考えられる。その 1 つ



(各メッシュの右下の数値は、通所介護サービスの利用者定員人数)

Fig.5 The capacity of day care service offices in Nerima ward mesh of the last day of March 2016.

の区切りの概念として「地域メッシュ」がある。

## (2) 地域メッシュの活用

総務省統計局のホームページ<sup>7)</sup>によると、地域メッシュは『緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目(メッシュ)の区域に分けたもの』と定義されており、『ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易』、『その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易』などのメリットを挙げている。

さらに、この地域メッシュには第1次区画(1辺約80km)、第2次区画(1辺約10km)、第3次区画(1辺約1km)が用意されており、要介護高齢者の生活圏を考慮すると第3次区画を用いるのがふさわしいと考えられる。そこで、練馬区における各3次区画に所在する介護サービス事業所の利用者定員の合計を求め、Fig.5に利用定員の状況を示した。これにより、事業所所在マップだけでは不明であった第3次区画(約1平方km)内の利用者定員の状況が視覚的に把握可能となる。

Fig.5に示したメッシュ地図を見ると、1平方km内に利用定員150名以上の区画が2か所存在する。一方、他区市との境界区域域では利用定員が0名の区画も存在する。通所介護サービスの場合には、利用者の自宅と事業所を自動車で送迎するシステムとなっているため、自宅の近隣に事業所がない場合でも送迎サービスを利用することにより通所介護サービスを受けることは可能である。練馬区のように都市部にあり、比較的近くに事業所がある場合には送迎サービスを活用して通所介護サービスを有効に運用することが可能である。

## 5. 考察と今後の課題

ここまで、経営母体・利用者定員別に事業所所在マップ、ならびに地域メッシュの考え方をを用いて約1平方kmごとの利用者定員を示すメッシュ地図を作製し、練馬区における介護サービスの状況についての把握

を行った。

通所介護サービス事業所の供給量については、すでに紹介した「介護サービス情報公表システム」にアクセスすることで把握することが可能である。一方で、サービスの需要者である要介護高齢者の所在については個人情報の秘密保持等の関連で公表することは難しい。しかしながら、各メッシュに住む要介護高齢者の数が把握できれば、サービスの需要量と供給量の偏在が把握できる。さらには供給量の時系列的な伸びと高齢者数の増減傾向の比較によって需要量に対する供給量の調節も可能であると考ええる。

さらには、利用者あるいは介護支援専門員(ケアマネージャー)が送迎で通所可能な事業所を簡単に検索できるようなシステムがあれば、今まで以上にその有効活用が可能になると考える。

今回は東京都23区にある練馬区を例にして通所介護サービスの現状とその有効的運用方法について若干であるが考察を試みた。今後は、他の区さらには地方における介護サービスの現状について把握し、その有効的な運用方法について考察を重ねていく予定である。

## 参考文献

- 1) 内閣府：平成28年版高齢社会白書，[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28pdf_index.html)，2017.3.27
- 2) 増田雅暢：介護保険制度をめぐる現状と課題－転機を迎えた介護保険－，Research Bureau 論究，Vol.5，2008
- 3) 加藤久和：介護保険制度の現状と課題，財務省財務総合政策研究所「持続可能な介護に関する研究会」，2014
- 4) 厚生労働省：介護保険事業状況報告年報「都道府県ごとに見た介護の地域差(平成24年度版)」，<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/14/index.html>，2017.3.27
- 5) 介護保険制度改革の概要－介護保険法改正と介護報酬改定－，2018
- 6) 厚生労働省：介護事業所・生活関連情報検索「通所介護(デイサービス)」，<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group7.html>，2017.3.27
- 7) 総務省統計局：地域メッシュについて，[http://www.stat.go.jp/data/mesh/m\\_tuite.htm](http://www.stat.go.jp/data/mesh/m_tuite.htm)，2017.3.27